

議案第 14 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月三宅町条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年 3月 4日提出
三宅町長 森田 浩司

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月三宅町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月三宅町条例第16号）の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 （略） 2 （略） <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 （略） 2 （略）